

# 令和2年度 定期監査等報告書

水戸市監査委員

## 目 次

### 令和2年度定期監査等報告書

第1 監査の概要 .....	1
第2 意見 .....	2
第3 監査の結果 .....	5

# 令和 2 年度 定期 監査 等 報告 書

## 第 1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定に基づく定期監査及び行政監査

### 2 監査の対象

「第3 監査の結果」に記載した監査の対象期間に執行された令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行

### 3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、次の項目を重点監査項目として、特に留意して監査を実施した。

- (1) 中核市移行に伴う新たな手数料等の徴収事務
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る支援金等の支出事務
- (3) 少額の委託業務の契約事務
- (4) 現金（公金外現金を含む。）の取扱事務

### 4 監査の実施内容等

水戸市監査基準にのっとり、次のとおり監査を実施した。

#### (1) 書類監査

対象部課等から提出された監査資料等に基づき、試査（監査の対象とした事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によって全体の正否又は適否を推定する監査の実施手続きをいう。）により関係書類の監査を実施するとともに、備品及び金券類については、必要に応じて現物の検証を行った。

#### (2) 委員監査

対象部課長等から、監査委員室において、提出資料に基づき説明を受け、質疑を行うとともに、出先機関等については、必要に応じて現地において監査を実施した。

### 5 監査の期間

令和2年7月14日から令和3年2月17日まで

## 第2 意見

監査の実施を通じて、次のとおり検討又は改善を要すべき事項が見受けられたので、当該事務を所管する部局においては、適切に措置を講じられたい。

### 1 収入事務について

収入事務については、私人（国，地方公共団体以外の者をいう。）への徴収又は収納の事務の委託において、地方自治法施行令で定める告示を行っていないものや、水戸市財務規則（以下「財務規則」という。）に定める市長による決定と会計管理者との協議を行っていないものが見受けられた。

徴収等の事務の委託は、コンビニエンスストアでの市税等の収納など市民の利便性の向上につながるものであるが、公金の適正な取扱いを確保することから、法令等を遵守し適切な事務処理を行うよう徹底されたい。

また、水戸市行政財産使用料徴収条例等に基づく行政財産使用料の徴収事務において、飲料水自動販売機の設置に対する使用料の減免の取扱いが課によって異なっていた。

使用料の減免は、公平性を期すために一定の基準のもとで適用すべきものであることから、減免基準の明確化について検討されたい。

### 2 現金の管理について

#### (1) 現金収納事務におけるつり銭用現金について

各課の窓口等で行っている現金収納事務において、会計課につり銭用現金の交付申請をしていないものが見受けられた。つり銭用現金を公金として用意しておくことは、住民等の利便性や公金の適正な取扱いに有用なものであるため、各課においては現金の収納状況を確認し、つり銭の必要性を検討されたい。また、中核市への移行に伴い現金収納を伴う業務も増えたことから、保管しているつり銭額の妥当性についても併せて検証されたい。

#### (2) 公金外現金について

公金外現金については、各課で所管する現金の管理において、事業支出と比較して多額の繰越金を保管している例があった。

公金外現金は、公金と同様に厳正な取扱いが求められることから、各課においては令和2年度に策定された「水戸市公金外現金の取扱いに関するガイドライン」に沿った運用に努めるとともに、保管、管理している公金外現金の事業等のあり方や職員が取り扱う必要性について引き続き検討されたい。また、その取扱いに当たっては、事務負担の軽減や事件事故防止の観点から、口座振替など、現金授受を伴わない決済方法の積極的な活用を検討されたい。

### 3 補助金等の交付事務について

補助金等の交付事務については、書類審査、交付決定等において、個別の補助金等の交付要項を制定せずに、水戸市補助金等交付規則によって交付しているものが一部に見受けられた。

個別の補助金等に係る交付要項は、補助基準の明確化や制度の透明性の確保に有用なものであるため、その制定の必要性について検討されたい。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症に係る対策において、検査体制の強化、医療提供体制の支援、事業継続への支援等を図るため、多くの補助金（支援金を含む。）が交付された。

令和3年度以降も感染症関連対策は必要となることから、補助金等の有効性や妥当性の検証を行い、今後の事務の執行に生かされたい。

### 4 契約事務について

契約事務については、予定価格が130万円以下の工事又は50万円以下の委託業務（以下「少額工事等」という。）において、水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）の一部改正に伴い、令和2年4月から、随意契約をするときには請負業者指名調書を作成することとされたが、作成していないものが見受けられた。

請負業者指名調書は、随意契約で行うことができる少額工事等についても、見積合わせに指名した業者の選定経過を明らかにするためのものであることから、少額工事等の事務処理手順の周知徹底を図られたい。

また、委託業務において、契約書で定める成果物の一部の提供を受託者から受けていないものがあつたので、契約内容の履行の確認を適正に行われたい。

一方、洗浄作業など人的サービスの提供を受ける業務の契約事務については、契約規程の適用を受けないが、契約内容の適正な履行を確保するため、少額工事等と同様に履行確認に必要な書類を整備することについて検討されたい。

### 5 公有財産等の管理について

公有財産等の管理については、台帳の調製において、財務規則に定める公有財産貸付台帳や借受財産台帳への必要事項の記録を依然として行っていないものが見受けられた。

そのうち借受財産台帳については、具体的にどのような場合に記録するか規定されていないため、管路や標識類を設置するために国・県等が所有する土地を占有する場合について記録していないものが見受けられたことから、記録すべき財産、用途、借受けの形態等の明確化について検討されたい。

また、各台帳の様式については、財務規則に定める様式により、物件ごとに1枚ずつ作成しなければならないが、市営住宅や公園など多数の物件を管理している場合には、作成が煩雑となっているため、管理上支障のない範囲で、一覧にして作成することも可能となるよう様式等の改定について検討されたい。

なお、過年度に異動があった財産において、異動報告をしていないものも見受けられたことから、事実発生と同時に台帳を整理できるような仕組みの構築について引き続き検討されたい。

## 6 適正な事務執行の確保に向けた取組の推進について

部局別の指摘事項については「第3 監査の結果」に記載したとおりであるが、その中において、単純な人為的ミスのほか、制度の理解不足が要因となっているものが見受けられた。

事務改善を所管する行政経営課が、令和2年度から、財務事務、給与事務等の制度を所管する課と連携して、指摘事項の再発防止に向けた全庁的な取組を進めているところであるが、先に述べた少額工事等の契約事務に係る指摘事項のように制度の内容が職員に浸透していない場合には、実際の事務を行う職員が理解できるよう周知に努めるとともに、各種手当等の支給に際し、作成書類が複数あるため記載誤りが発生してしまうといった、制度自体にミスを誘発する原因がある場合には、効率的な事務手続きとなるよう制度の改善についても検討されたい。

また、前年度の監査において指摘した事項について、前年度と異なる部局等において同様の指摘事項が見受けられた。

職員一人一人が監査結果を共通の課題として認識し、事務の見直しや改善に取り組むとともに、組織的なチェック体制の強化に努めるなど、適正な事務執行の確保に向けた取組を推進されたい。

### 第3 監査の結果

#### 1 市長公室

(1) 監査の対象課

秘書課，政策企画課，交通政策課，情報政策課，みとの魅力発信課

(2) 監査の対象期間

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和2年7月28日から令和2年8月4日まで

イ 委員監査

令和2年8月6日

(4) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

#### 2 総務部

(1) 監査の対象課

総務法制課，行政経営課，人事課，財産活用課，市民課(常澄出張所を含む。)

(2) 監査の対象期間

令和2年4月1日から令和2年10月31日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和2年12月9日から令和2年12月18日まで

イ 委員監査

令和2年12月25日

(4) 監査の結果

契約事務について

ア 予定価格50万円以下の委託について，契約規程に定める請負業者指名調書を作成していないものがあった。(財産活用課)

イ 委託契約において，受託者に対し契約書に定める監督員の通知を行っていないものがあった。(財産活用課)

### 3 財務部

(1) 監査の対象課

財政課，契約検査課，市民税課，資産税課，収税課

(2) 監査の対象期間

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和2年8月11日から令和2年8月20日まで

イ 委員監査

令和2年8月25日

(4) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

### 4 市民協働部

(1) 監査の対象課

市民生活課（五軒市民センター，常磐市民センター，寿市民センター，柳河市民センター，飯富市民センター，国田市民センター，上中妻市民センター及び内原市民センターを含む。），防災・危機管理課，生活安全課，文化交流課，新市民会館整備課，スポーツ課，体育施設整備課，男女平等参画課

(2) 監査の対象期間

令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和2年10月14日から令和2年11月5日まで（市民センターは令和2年10月12日から令和2年10月14日まで）

イ 委員監査

令和2年11月12日（市民センターは令和2年11月4日及び令和2年11月5日）

(4) 監査の結果

ア 契約事務について

物品の賃借契約事務において，契約規程に定められている数よりも少ない業者数で見積書を徴しているものがあつた。（体育施設整備課）

イ 財産管理事務について

行政財産の使用を許可したときは，公有財産貸付台帳に必要な事項を記録しなければならないが，記録していないものがあつた。（体育施設整備課）

## 5 生活環境部

### (1) 監査の対象課

環境保全課，衛生事業課（見川クリーンセンター及び斎場を含む。），ごみ減量課，廃棄物対策課，新ごみ処理施設整備課，清掃事務所（清掃工場を含む。）

### (2) 監査の対象期間

令和2年4月1日から令和2年8月31日まで

### (3) 監査の実施期日

#### ア 書類監査

令和2年10月1日から令和2年10月21日まで

#### イ 委員監査

令和2年10月26日

### (4) 監査の結果

#### ア 契約事務について

(ア) 水戸市公園墓地維持管理業務委託，浜見台霊園清掃及び樹木管理業務委託，堀町公園墓地清掃及び樹木管理業務委託において，それぞれ業務内容に芝刈り，除草，除草剤散布，清掃等を規定しているが，業務を行う範囲が明確に示されていない。  
(衛生事業課)

(イ) 予定価格130万円以下の工事について，契約規程に定める請負業者指名調書を作成していないものがあつた。  
(ごみ減量課)

#### イ 財産管理事務について

行政財産の使用を許可したときは，公有財産貸付台帳に必要な事項を記録しなければならないが，記録していないものがあつた。  
(新ごみ処理施設整備課)

## 6 福祉部

### (1) 監査の対象課

福祉総務課，生活福祉課，障害福祉課，高齢福祉課，子ども課，福祉指導課，介護保険課

### (2) 監査の対象期間

令和2年4月1日から令和2年10月31日まで

### (3) 監査の実施期日

#### ア 書類監査

令和2年12月14日から令和3年1月7日まで

#### イ 委員監査

令和3年1月14日

#### (4) 監査の結果

##### ア 支出事務について

特殊勤務手当について、従事日数の計上誤りにより支給額が誤っているものがあった。(生活福祉課)

##### イ 契約事務について

(ア) 予定価格130万円以下の工事について、契約規程に定める請負業者指名調書を作成していないものがあった。(高齢福祉課)

(イ) 緊急の必要により1者随意契約とした委託契約事務の執行に当たり、予定価格調書及び見積調書の作成を省略していた。(子ども課)

(ウ) 福祉ボランティア会館使用料及び障害者教養文化体育施設使用料の徴収事務を私人に委託したことについて、地方自治法施行令で定める告示を行っていなかった。(福祉総務課，障害福祉課)

### 7 保健医療部

#### (1) 監査の対象課

保健所（保健総務課，保健衛生課（動物愛護センターを含む。），地域保健課，保健予防課），国保年金課

#### (2) 監査の対象期間

令和2年4月1日から令和2年12月31日まで

#### (3) 監査の実施期日

##### ア 書類監査

令和3年2月1日から令和3年2月12日まで

##### イ 委員監査

令和3年2月17日

#### (4) 監査の結果

##### ア 収入事務について

重納により納め過ぎとなった収納金を還付する際は、調定額を減額する必要はないが、後期高齢者医療保険料の還付に当たり、調定額を減額しているものがあった。(国保年金課)

##### イ 支出事務について

動物取扱特殊勤務手当について、動物愛護センターに勤務する職員のうち、狂犬病予防員以外の職員に対し支給するところ、その区別なく支給していた。(保健衛生課)

ウ 契約事務について

- (ア) 犬の登録手数料及び犬の注射済票交付手数料の徴収事務を私人に委託したことについて、地方自治法施行令で定める告示を行っていなかった。また、当該委託を行う場合は、会計管理者と協議し市長の決定を受けなければならないが、課長専決で行っていた。(保健衛生課)
- (イ) 予定価格50万円以下の委託について、契約規程に定める請負業者指名調書を作成していないものがあった。(保健予防課)

## 8 産業経済部

(1) 監査の対象課

商工課，観光課，農政課，農業環境整備課，農産振興課，公設地方卸売市場

(2) 監査の対象期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和2年11月19日から令和2年12月11日まで

イ 委員監査

令和2年12月21日

(4) 監査の結果

ア 契約事務について

- (ア) 予定価格130万円以下の工事及び50万円以下の委託について、契約規程に定める請負業者指名調書を作成していないものがあった。(公設地方卸売市場)
- (イ) 同一施設内の災害復旧工事において、一括して契約することもできる工事であったが、分割して発注しているものがあった。(農業環境整備課)
- (ウ) 施設の修繕工事等において、一括して契約することもできる工事であったが、主管課長限りで執行できる金額ごとに分割して発注しているものがあった。(公設地方卸売市場)
- (エ) 委託契約において、当初随意契約したものを随意契約ができる範囲の金額を超えて変更契約を行っているものがあった。(公設地方卸売市場)
- (オ) 工事等において、受注者に対し監督員の通知を行っていないものがあった。(公設地方卸売市場)

イ 財産管理事務について

行政財産の使用を許可したときは、公有財産貸付台帳に必要な事項を記録しなければならないが、記録していないものがあった。(公設地方卸売市場)

## ウ 人事管理について

特別な形態によって勤務する必要がある職員について、週休日及び勤務時間の割振り方を別に定めるときは、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けなければならないとされているが、週休日が8日になっていない期間があった。(農政課)

## 9 建設部

### (1) 監査の対象課

建設計画課，道路管理課，道路建設課，生活道路整備課，河川都市排水課，建築課，土木補修事務所，内原建設事務所

### (2) 監査の対象期間

令和2年4月1日から令和2年11月30日まで

### (3) 監査の実施期日

#### ア 書類監査

令和3年1月7日から令和3年1月20日まで

#### イ 委員監査

令和3年1月25日

### (4) 監査の結果

#### ア 収入事務について

占用期間が複数年度にわたるときの翌年度以降の占用料は、各年度当初に前納させなければならないが、納入通知書の発行が遅延しているものがあった。

(道路管理課)

#### イ 財産管理事務について

公有財産の貸付けをしたときは、公有財産貸付台帳に必要な事項を記録しなければならないが、記録していないものがあった。

(河川都市排水課)

#### ウ 公金外現金の管理について

公金外現金で管理している水戸市道路占用連絡協議会は、公益事業者から毎年度負担金を徴収して運営しているが、各年度の事業支出が少ないため、負担金の7か年度分に相当する多額の繰越金を保管していた。保管金の使途や負担金徴収の必要性を含め、協議会の運営のあり方について速やかに検討されたい。(昨年度指摘事項の未改善)

(道路管理課)

## 10 都市計画部

### (1) 監査の対象課

都市計画課，建築指導課，公園緑地課（植物公園を含む。），市街地整備課（東前地区開発事務所及び内原駅南口周辺地区整備事務所を含む。），住宅政策課，泉町周辺地区開発事務所

### (2) 監査の対象期間

令和2年4月1日から令和2年11月30日まで

### (3) 監査の実施期日

#### ア 書類監査

令和3年1月22日から令和3年2月1日まで

#### イ 委員監査

令和3年2月8日

### (4) 監査の結果

#### ア 支出事務について

(ア) 交渉特殊勤務手当について，従事日数に応じて支給するところ，従事件数により支給しているものがあつた。（市街地整備課）

(イ) 時間外勤務手当について，時間外勤務命令簿に課長又は所長の確認印がないまま，手当を支給しているものがあつた。（都市計画課，市街地整備課）

#### イ 財産管理事務について

(ア) 公有財産に異動があつたときは，公有財産異動報告書により総務部長に報告しなければならないが，内原駅南側駐輪場用地について，報告が遅延していた。（市街地整備課）

(イ) 公有財産に異動があつたときは，公有財産異動報告書により総務部長に報告しなければならないが，道路用地に設定した地上権について，報告をしていなかった。（泉町周辺地区開発事務所）

(ウ) 行政財産の使用を許可したときは，公有財産貸付台帳に必要な事項を記録しなければならないが，記録していないものがあつた。（住宅政策課）

## 11 会計課

### (1) 監査の対象期間

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで

### (2) 監査の実施期日

#### ア 書類監査

令和2年7月22日

イ 委員監査

令和2年7月31日

(3) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

## 12 消防本部及び消防署

(1) 監査の対象課

消防総務課，火災予防課，消防救助課，救急課，北消防署，南消防署

(2) 監査の対象期間

令和2年4月1日から令和2年7月31日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

令和2年9月1日から令和2年9月8日まで

イ 委員監査

令和2年9月25日

(4) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

## 13 上下水道局

(1) 水道部

ア 監査の対象課

水道総務課，経理課，料金課，水道整備課，給水課，浄水管理事務所

イ 監査の対象期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日まで

ウ 監査の実施期日

(ア) 書類監査

令和2年11月11日から令和2年11月19日まで

(イ) 委員監査

令和2年11月25日

エ 監査の結果

支出事務について

配水管布設替工事（第24号）において、請負代金額の3割を超える増額変更を行った場合は、受注者に対し変更後の請負代金額の100分の10に達するまで契約保証の額の増額を請求しなければならないが、請求していなかった。また、五平加圧機場撤去工事（第30号）において、請負代金額の100分の10以上の契約保証金を付して契約しなければならないところ、入札金額（請負代金額の110分の100に相当する額）の100分の10の保証で契約しており、契約保証の額が不足していた。

（水道総務課，水道整備課，浄水管理事務所）

(2) 下水道部

ア 監査の対象課

下水道管理課，下水道整備課，下水道施設管理事務所

イ 監査の対象期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日まで

ウ 監査の実施期日

(ア) 書類監査

令和2年11月4日から令和2年11月16日まで

(イ) 委員監査

令和2年11月25日

エ 監査の結果

契約事務について

委託契約において、受託者に対し契約書に定める監督員の通知を行っていないものがあつた。

（下水道施設管理事務所）

14 教育委員会

(1) 監査の対象課

ア 教育部

教育企画課，学校管理課，学校保健給食課（学校給食共同調理場を含む。），幼児教育課（新原保育所，緑岡保育所及び城東保育所を含む。），学校施設課，生涯学習課，歴史文化財課（埋蔵文化財センターを含む。），放課後児童課

イ 教育機関

緑岡小学校，飯富小学校，河和田小学校，上中妻小学校，鯉淵小学校，内原小学校，緑岡中学校，飯富中学校，内原中学校，緑岡幼稚園，飯富幼稚園，内原認定こども園，みと好文カレッジ，少年自然の家，博物館，中央図書館，総合教育研究所

(2) 監査の対象期間

令和2年4月1日から令和2年7月31日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

- (ア) 教育部及び教育機関（保育所、小学校、中学校、幼稚園及び認定こども園を除く。）

令和2年8月28日から令和2年9月29日まで

- (イ) 保育所、小学校、中学校、幼稚園及び認定こども園

令和2年8月31日から令和2年9月9日まで

イ 委員監査

- (ア) 教育部及び教育機関（保育所、小学校、中学校及び幼稚園を除く。）

令和2年10月5日

- (イ) 保育所、小学校、中学校及び幼稚園

令和2年10月1日及び令和2年10月2日

(4) 監査の結果

ア 支出事務について

- (ア) 令和元年10月以降の出張については、消費税率の引き上げに伴い旅費が改定されているが、改定前の旅費で支給しているものがあつた。（歴史文化財課）

- (イ) 開放学級カーペット及びエアコン洗浄作業の手数料について、令和2年5月以降に作業が行われていたが、令和元年度の歳出予算から手数料で支出しているものがあつた。（放課後児童課）

イ 契約事務について

- (ア) 中央図書館・博物館エレベーター保守点検業務委託について、複数年にわたる長期継続契約の予定価格は、年額で設定することとされているが、3年間の総額で設定していた。（中央図書館）

- (イ) 水戸市立学校ICT支援員に関する労働者派遣業務契約において、派遣先責任者及び派遣元責任者を定めなければならないが、派遣元責任者を定めずに契約を締結していた。（総合教育研究所）

- (ウ) 予定価格130万円以下の工事及び50万円以下の委託について、契約規程に定める請負業者指名調書を作成していないものがあつた。（幼児教育課、放課後児童課、中央図書館）

(エ) 委託契約において、受託者に対し契約書に定める監督員の通知を行っていないものがあつた。(生涯学習課)

(オ) 物品売り払い代金の徴収事務を私人に委託したことについて、地方自治法施行令で定める告示を行っていなかった。また、当該委託を行う場合は、会計管理者と協議し市長の決定を受けなければならないが、課長専決で行っていた。(歴史文化財課)

(カ) アスベスト分析業務委託契約において、契約書で定める成果物の一部（試料採取状況写真）の提出を受けていなかった。(学校施設課)

#### ウ 財産管理事務について

(ア) 教育財産の目的外使用の許可、使用料の額の決定等は、教育委員会の権限とされているが、使用許可書の発行を市長名で行っているものがあつた。(学校保健給食課)

(イ) 金券類については、金券類出納簿にその出納を記録しなければならないが、図書カードについて適正に記録していなかった。(総合教育研究所)

(ウ) 校用備品を購入又は寄附受入をしたときは、備品原簿に登録し、常にその状況を明らかにしておかなければならないが、現物が確認できないものや記録していないものがあつた。(緑岡小学校, 上中妻小学校, 緑岡幼稚園)

#### エ 人事管理について

特別な形態によって勤務する必要のある職員について、週休日及び勤務時間の割振り等を別に定めるときは、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けなければならないとされているが、週休日が8日になっていない期間があつた。

(生涯学習課, 中央図書館)

## 15 選挙管理委員会事務局

### (1) 監査の対象期間

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで

### (2) 監査の実施期日

#### ア 書類監査

令和2年7月22日から令和2年7月27日まで

#### イ 委員監査

令和2年7月31日

### (3) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

## 16 監査委員事務局

- (1) 監査の対象期間  
令和2年4月1日から令和2年6月30日まで
  
- (2) 監査の実施期日
  - ア 書類監査  
令和2年7月28日
  - イ 委員監査  
令和2年7月31日
  
- (3) 監査の結果  
特記すべき事項はなかった。

## 17 農業委員会事務局

- (1) 監査の対象期間  
令和2年4月1日から令和2年6月30日まで
  
- (2) 監査の実施期日
  - ア 書類監査  
令和2年7月22日から令和2年7月27日まで
  - イ 委員監査  
令和2年7月31日
  
- (3) 監査の結果  
特記すべき事項はなかった。

## 18 議会事務局

- (1) 監査の対象課  
総務課，議事課
  
- (2) 監査の対象期間  
令和2年4月1日から令和2年6月30日まで
  
- (3) 監査の実施期日
  - ア 書類監査  
令和2年7月27日から令和2年7月29日まで
  - イ 委員監査  
令和2年7月31日
  
- (4) 監査の結果  
特記すべき事項はなかった。